



ひょうたんは養老町の特産品です

品評会に出品するひょうたんを募集します！



出品作品展示期間 3月6日(金)14時30分～16時 3月7日(土)・8日(日)10時～16時 場 所 町中央公民館

- 対 象 ・町内在住者、町内の団体が自ら町内で栽培したもの
・令和元年度中に収穫したもので、加工していないこと
(自然乾燥仕上げたひょうたんについては、平成30年度に収穫したものでも可)

- 出品数 ひょうたん(大・長・中・千成・その他)
各部門1人、2個まで(その他は参考作品扱い)

●出品ひょうたんの搬入

必要事項を記入した出品申込書(町ホームページからダウンロード可)を2月28日(金)までに農林振興課窓口までご提出ください。作品は、3月6日(金)10時～11時までに会場に直接、搬入してください。

※詳しくは町ホームページでご確認ください。

☎農林振興課 ☎32-1107

農業委員候補者および 農地利用最適化推進委員候補者の募集について

令和2年7月19日をもって農業委員および農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の任期が満了することに伴い、次期の農業委員候補者および農地利用最適化推進委員候補者を募集します。

1. 委員の定数について

農業委員(19人)	推進委員(26人)	
※地区指定なし	第1地区(高田・養老)	5人
	第2地区(広幡・上多度)	5人
	第3地区(池辺)	4人
	第4地区(笠郷)	4人
	第5地区(小畑・多芸・日吉・室原)	8人

2. 主な職務について

農業委員は委員会に出席し農地の権利移動等に係る審議を行うことのほか、農地などの利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)に向けた活動を行います。また、推進委員は担当区域において農地などの利用の最適化に向けた現場活動を行います。

3. 推薦・応募資格について

推薦・応募には、次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 町内に住所を有する人。ただし、町長等が認める場合は、この限りではありません。
- (2) 町の職員でない人。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有しない人。

ただし、次のいずれかに該当する人は、推薦を受けたり、応募することができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人。

4. 推薦・応募について 2月3日(月)～3月6日(金)(必着)

5. 任 期 に つ い て 7月20日(月)から3年間(推進委員は農業委員会が委嘱した日から3年間)

6. 推薦・応募方法について

所定の様式(推薦書または申込書)に必要事項を記入し、3月6日(金)までに提出してください。

(メール・FAX不可。郵送の場合は必着。)様式は、農業委員会窓口や町ホームページにて入手できます。

※推薦または応募された後、関係法令等に基づき審査を行い、候補者を決定します。

※推薦書などに記載された事項は、法律等の規定により住所を除き、すべて公表されることとなります。

☎町農業委員会(農林振興課内) ☎32-1107